

西宮市都市交通会議会議運営規程(案) 新旧対照表

修正理由	現行			新規程(案)		
	条	項目	内容	条	項目	内容
組織名称の変更。	-	-	西宮市地域公共交通活性化協議会会議運営規程	-	-	西宮市都市交通会議会議運営規程
組織名称の変更。	1	趣旨	第1条 この規程は、西宮市地域公共交通活性化協議会規約(以下「規約」という。)第8条第6項の規定に基づき、西宮市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の議事及び会議運営に関し必要な事項を定める。	1	趣旨	第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約(以下「規約」という。)第9条第7項の規定に基づき、西宮市都市交通会議(以下「交通会議」という。)の議事及び会議運営に関し必要な事項を定める。
内容修正無し。	2	招集	第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、開催日の1週間前までに、開催の日時、場所、議案その他必要事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。	2	招集	第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、開催日の1週間前までに、開催の日時、場所、議案その他必要事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
内容修正無し。	3	出欠の届出	第3条 委員は、事前に出欠の有無を会長に届け出るものとする。	3	出欠の届出	第3条 委員は、事前に出欠の有無を会長に届け出るものとする。
規約改正に伴う条項番号等の変更および代理人の議決権を明記。	4	代理出席	第4条 規約第4条第2項第3号から第7号に定める委員が、やむを得ず欠席する場合は、その所属する団体の代理の者が出席することができる。	4	代理出席	第4条 規約第5条第2項第3号から第9号に定める委員が、やむを得ず欠席する場合は、その所属する団体の代理の者が出席し、議決権を行使することができる。
内容修正無し。	5	会議録の調製	第5条 議長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記録する。 (1) 会議の開催日時及び場所 (2) 出席した委員等の氏名 (3) 会議の内容 (4) その他会議において必要と認められた事項 2 会議録には、議長及び議長が指名した1人の委員が署名する。	5	会議録の調製	第5条 議長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記録する。 (1) 会議の開催日時及び場所 (2) 出席した委員等の氏名 (3) 会議の内容 (4) その他会議において必要と認められた事項 2 会議録には、議長及び議長が指名した1人の委員が署名する。
会議録等の公開について定める。	-	新規		6	会議録等の公開	第6条 会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、規約第9条第4項ただし書きの規定により、非公開とされた部分については、非公開とすることができる。 2 前項に規定する公開に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。
会議の傍聴について定める。	6	傍聴	第6条 傍聴を希望する者は、規約第9条第4項のただし書きの規定により会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができる。	7	傍聴	第7条 傍聴を希望する者は、規約第9条第4項のただし書きの規定により会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができる。 2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

西宮市都市交通会議会議運営規程（案） 新旧対照表

修正理由	現行			新規程（案）		
	条	項目	内容	条	項目	内容
会議傍聴規程の新設による削除。	7	傍聴者の定員	第7条 傍聴者の定員は、会場の規模を勘案して、円滑な審議ができる範囲とする。 2 傍聴の申し出者が、前項に規定する範囲を超えるときは、抽選により傍聴者を決定する。		削除	
会議傍聴規程の新設による削除。	8	傍聴の申し出	第8条 傍聴を希望する者は、会議の当日、傍聴申出書に住所及び氏名を記入のうえ申し出なければならない。		削除	
会議傍聴規程の新設による削除。	9	傍聴に関する遵守事項	第9条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。 (1) 会議の秩序を乱し、または妨げとなる行為をしないこと。 (2) 許可なく撮影、録音をしないこと。 (3) 携帯電話等の使用をしないこと。 (4) 議事内容により、会議が非公開とされた場合は、傍聴者は退出すること。 (5) 傍聴者は、上記事項を遵守しないことを理由に退出を求められたときは、これに従うこと。		削除	
会議傍聴規程の新設による削除。	10	係員の指示	第10条 傍聴者は係員の指示に従わねばならない。		削除	
条番号の変更。	11	その他	第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。	8	その他	第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。
附則の追加。	-	附則		-	附則	<u>(附則)</u> <u>この規約は、平成25年1月26日から施行する。</u>